

○南陽市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成28年9月27日

告示第136号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「訪問型サービス」とは、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。

(費用の算定)

第3条 訪問型サービスに要する費用の額は、別表「指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定訪問型サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定訪問型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定訪問型サービス費の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定訪問型サービスに要した費用の額（その額が当該指定訪問型サービスに要した費用の額を超えたときは、当該指定訪問型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に該当する額とする。

2 第1号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である事業対象者（同条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。）が受ける指定訪問型サービスについては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 第1号被保険者であって施行令第29条の2第4項の規定により算定した所得の額が同条第5項に規定する額以上である事業対象者（同条第6項各号のいずれかに該当する

場合を除く。)が受ける指定訪問型サービスについては、第1項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第28号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日告示第158号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日告示第39号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第128号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年10月27日告示第178号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の南陽市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年6月1日告示第149号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表

1 指定訪問型サービス費 (1月につき)

- (1) 資格型 (Ⅰ) 1, 117 単位
- (2) 資格型 (Ⅱ) 2, 232 単位
- (3) 資格型 (Ⅲ) 3, 541 単位
- (4) 資格不要型 (Ⅰ) 941 単位
- (5) 資格不要型 (Ⅱ) 1, 879 単位
- (6) 資格不要型 (Ⅲ) 2, 982 単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービス事業所 (南陽市指定訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 (平成28年告示第137号。以下「市指定訪問型サービス基準」という。)) 第5条第1項に規定する指定訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。) の訪問介護員等 (同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。) が、指定訪問型サービスを行った場合に、区分に応じてそれぞれ所定単

位数を算定する。なお、回数については（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、類型についてはア、イにより区分する。

（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において 1 週に 1 回程度の指定訪問型サービス

（Ⅱ） 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定訪問型サービス

（Ⅲ） 介護予防サービス計画において（Ⅱ）に掲げる回数の程度を超える指定訪問型サービス（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者に限る。）

ア 資格型 訪問介護員等が生活援助サービスを提供する類型

イ 資格不要型 訪問介護員等以外の者が生活援助サービスを提供する類型

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問型サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問型サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88 に相当する単位数を算定する。

注 5 別に市長が定める地域に所在する指定訪問型サービス事業所（その一部として使

用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 別に市長が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（市指定訪問型サービス基準第24条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。

注9 利用者が一の指定訪問型サービス事業所において指定訪問型サービスを受けている間は、当該指定訪問型サービス事業所以外の指定訪問型サービス事業所が指定訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定訪問型サービス事業所がいずれも(4)から(6)までのいずれかの算定に係る指定訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

2 初回加算 200単位

指定訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（市指定訪問型サービス基準第39条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「医師等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした指定訪問型サービス計画を作成し、当該指定訪問型サービス計画に基づく指定訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした指定訪問型サービス計画を作成した場合であつて、当該医師等と連携し、当該指定訪問型サービス計画に基づく指定訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

4 口腔連携強化加算 50単位

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の

同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（南陽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年南陽市条例第38号）第5条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

5 介護職員等処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの単位数を所定単位数に加算する。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1から4までにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1から4までにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1から4までにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1から4までにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から4までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から4までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数